



# 自転車の安全利用の促進

警察だより  
交通企画課  
令和8年5月号

【運動期間】 令和8年5月1日（金）～5月31日（日）

## 自転車のルール遵守とマナーアップ運動



### 運動の目的

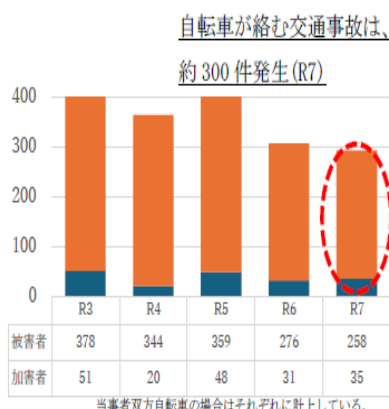
5月は「自転車月間」です。自転車は安全に利用することを前提に、期間中は県民の方々の自転車利用に関する交通安全意識向上、交通ルールの遵守と交通マナーの向上により、交通事故防止を図ることを目的としています。

### 自転車の交通事故情勢

昨年中の自転車の関係する事故は、289件（死者2人）と人身事故全体の1割を超えており、そのうち小中高生が関わる件数は140件と、約半数近い高い割合を占めています。自転車側にも法令違反が認められることも多く、自転車を取り巻く交通事故の情勢は非常に厳しいものとなっています。

この運動を機会に、今一度自転車のルールとマナーを見直し、安全運転に努めましょう！また、ヘルメットも着用しましょう。

「自転車の人身事故件数の推移」



#### 【特徴】

小中高生が半数を占める！

令和7年 小中高生の発生件数

	小学生	中学生	高校生	計
被害者 (258件)	14	43	63	120
加害者 (35件)	4	6	10	20

加害者になるケースも！

### 自転車の交通反則通告制度（青切符）

#### 主な反則行為



原則、自転車の悪質・危険な交通違反が青切符の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為をした場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合 など

自転車の交通事故を防止するために、今年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

この制度により、ルール違反に対する責任は、より身近に迫ります。しかし、自転車の交通ルールが変わった訳ではありません。

ルールが分からなければ、調べて、聞いて、身に付けることが大切です！！

ご不明な点があれば、最寄りの警察署交通課までお問い合わせください。

### 自転車安全利用五則

自転車のルール違反の結果は、反則金を支払うことではありません。

一番怖いのは、自転車の運転で人を死傷させてしまうことです。

自転車安全利用五則では、交通事故を防ぐために特に重要なルールを取り上げています。

道路の右側を通行していませんか？

停止線の手前で一時停止していますか？

まずは、この5つを遵守することを心掛けましょう。

### 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

